令和7年度 地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域経済効果概定その他業務

現場説明書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

1 現場説明共通事項について 別紙-1のとおり。

2 作業歩掛について

本業務の作業歩掛は、次表のとおり考えている。

ただし、見積の参考に示すものであり、契約変更の対象を示すものではない。

なお、見積歩掛及び参考歩掛を適用する作業項目毎の歩掛の実態については、業務完了時に監督職員に 報告するものとする。

(人)

作業項目	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
	工厂江江川	江山山石	1×hh D	1XmhC	汉州县
1 010/11/214					
1-1 現地踏査	3. 0	3.0	3.0	_	_
1-2 資料の検討	1.0	2.0	2.0	1.0	_
2 経済効果の概定					
2-1 総費用の算定	2.0	3.0	3.0	3.0	2.0
2-2 総便益額の算定					
① 作物生産効果	0.5	1.5	2.5	2.5	2.0
② 営農経費節減効果	0. 5	1. 5	2.5	2. 5	2.0
③ 維持管理費節減効果	0. 5	1.0	2.0	2.0	1. 5
2-3 総費用総便益比及び	1.0	0.0	0.0	1.0	
所得償還率の算定	1. 0	2.0	2. 0	1. 0	_
3 営農計画の概定	2.0	4.0	4.0	4.0	3. 0
4 環境配慮の検討					
4-1 環境配慮調査の実施(秋季調査)	1	13.0	11.5	17. 5	8.0
4-2 環境配慮基本方針(案)の作成	3. 0	6.0	7. 5	7.5	7. 0
5 地籍集成図の作成等					
5-1 地籍集成図の作成	1. 0	3.0	5.0	5. 0	4.0
5-2 土地原簿情報の附加	1.0	4.0	7.0	10.0	20.0
5-3 土地登記簿情報の附加	2.0	12.0	16.0	24. 0	24. 0
5-4 農地台帳情報の附加	2. 0	8.0	12.0	18.0	30.0
6 照査	4. 0	_	_	_	_
7 点検とりまとめ	3. 0	5.0	5.0	4.0	_
合 計	26. 5	69.0	85.0	102.0	103. 5

3 積算体系

本業務の積算体系は「設計業務」としている。また、工種区分は「実施設計以外」としている。

4 単価適用年月

本業務の積算における単価適用年月は、令和7年8月期としている。

5 積算基地

本業務の積算基地は「青森県青森市」で考えている。

6 打合せについて

本業務の打合せの配置人員は次のとおりである。

また、打合せの場所は北奥羽土地改良調査管理事務所で通勤によるものとし、1回当たりの打合せは 0.5日を考えている。

項目	主任技師	技師A	技師B
初回	0.5人	0.5人	
第2回	_	0.5人	0.5人
第3回	_	0.5人	0.5人
第4回	_	0.5人	0.5人
最終回	0.5人	0.5人	_

7 打合せ、現地踏査及び環境配慮調査にかかる旅費交通費

1) 打合せ

打合せは通勤で考えており、移動方法はライトバンで高速道路(青森中央 IC~浪岡 IC)の利用としている。ライトバン運転経費については、運転時間片道1時間でライトバン1台の使用日数5日を計上している。

2) 現地踏查

現地踏査に係る外業は通勤による作業で考えており、現地までの移動方法はライトバンで高速道路 (青森中央 IC)の利用としている。ライトバン運転経費については、運転時間片道 1 時間でライトバン 1 台の使用日数 3 日を計上している。

3) 環境配慮調査(秋季調査)

環境配慮調査係る外業は通勤による作業で考えており、現地までの移動方法はライトバンで高速道路 (青森中央 IC~浪岡 IC)の利用としている。ライトバン運転経費については、運転時間片道1時間でライトバン1台の使用日数18日を計上している。

8 豪雪補正について

本業務におけるライトバン運転経費等は、豪雪補正(10%)を適用している。

9 成果物について

成果物の作成については、下表のとおり計上している。また、電子媒体については電子成果品の作成 費用に含まれることから、計上していない。

区分	規格、厚さ区分	枚数区分	部数
設計	A-4, 10 cm	1,000枚	1

10 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者(農林漁家を含む)の就労希望者 を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

「別紙-1 現場説明共通事項」

- 1 入札(又は見積書の提出)について
- (1) 本業務の入札(又は見積書の提出)に当たっては、指名通知書(又は見積依頼書)、図面、仕様書、東北農政局競争契約入札心得(又は見積心得)、業務請負契約書案及びこの現場説明書よく確認の上、入札書(又は見積書)を提出するものとする。
- (2) 本業務の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。
 - ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
 - (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 弘前代理店」に契約保証金の金額に相当する 金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
 - (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏 東北農政局北奥 羽土地改良調査管理事務所庶務課長 関口 次郎」と記載するように申し込む こと。
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、 契約担当官等の指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、 会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保 証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払 渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
 - イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書
 - (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
 - (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐(主計) 佐藤 淳一」と記載するように申しこむこと。
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、 契約担当官等の指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有 価証券払渡請求書を提出すること。
 - ウ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書
 - (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北奥羽土地改 良調査管理事務所長 灘岡 英一郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払 であること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される 業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変 更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払 われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約 金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から 保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等 に返還するものとする。
- エ 債務の履行を保証する公共工事等履行保証証券による保証に係る証券
 - (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を 保証する保証である。
 - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所長 灘岡 英一郎」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、 契約担当官等の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
 - (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北奥羽土地 改良調査管理事務所長 灘岡 英一郎」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるよう申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2)(1)のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

(4)(1)の規定に関わらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第 1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約で ある場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

3 前払金の保証について

前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧 サービス上にアップロードされた電子証書(電磁的記録により発行された保証証書をいう。 以下同じ。)を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、 契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。保証契 約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを 用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等 に確認し、指定された手順を踏むこと。

4 実施期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払保証約款第7条の2に基づく工期変更の被保険者(発注者)から保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、工期変更に係る業務請負変更契約書の写しを送付するものとする。

- 5 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- (1) 東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。